

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年4月10日
【報告者の氏名又は名称】	伊藤忠商事株式会社
【報告者の住所又は所在地】	大阪府大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山2丁目5番1号
【電話番号】	03 - 3497 - 2121
【事務連絡者氏名】	総務部 武村 洋二 経理部 関 鎮
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	伊藤忠商事株式会社 東京本社 (東京都港区北青山2丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、伊藤忠商事株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社アイ・ロジスティクスをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合には、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

(注9) 本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式を対象としております。本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。また、公開買付者が米国外で設立された会社であることなどから、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保障はありません。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社アイ・ロジスティクス

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3)【公開買付期間】

平成21年2月24日(火曜日)から平成21年4月9日(木曜日)まで(32営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(7,492,723株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数(18,722,417株)が買付予定数の下限以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の通り、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成21年4月10日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表致しました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	18,722,417(株)	18,722,417(株)
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券()	-	-
株券等預託証券()	-	-
合計	18,722,417(株)	18,722,417(株)
(潜在株券等の数の合計)	-	(-)

(4)【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	37,732
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	2
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主の議決権の数(平成20年9月30日現在)(個)(g)	39,715
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d) / (g + (b-c) + (e-f)) \times 100$)(%)	94.92

(注1)「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(d)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主の議決権の数(g)」は、対象者の第48期第3四半期報告書(平成21年2月13日提出)に記載された平成20年9月30日現在の総株主の議決権の数(39,715個)です。但し、当該総株主の議決権の数には株式会社証券保管振替機構(以下「証券保管振替機構」といいます。)名義の株式35,000株に係る議決権の数は含まれておらず、また、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第48期第3四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の総株主の議決権の数(39,715個)に、証券保管振替機構名義の株式35,000株に係る議決権の数である35個及び単元未満株式4,590株に係る議決権の数である4個を加えた数(39,754個)を分母として計算しております。

(注3)「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5)【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。